

令和8年1月  
藤沢市農業委員会総会

日時：令和8年1月26日（月）

午後2時30分～3時13分

場所：本庁舎5階 5-1・5-2 会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和8年1月26日（月）、本庁舎5階 5-1・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	落 合 喜 治	1 7 番	漆 原 豊 彦
3 番	永 野 良 徳	1 8 番	北 村 利 夫
4 番	田 代 恵美子	1 9 番	宮 治 政 彦
5 番	西 山 弘 行	2 0 番	安 藤 康 彦
6 番	関 根 栄 一	2 1 番	佐 藤 智 哉
7 番	齋 藤 義 治	2 2 番	澤 野 孝 行
9 番	上 田 洋 子	2 3 番	平 川 勝 昌
1 0 番	吉 川 誠	2 4 番	神 崎 享 子
1 1 番	飯 田 芳 一		
1 2 番	三 上 健 一		
1 4 番	加 藤 登		
1 5 番	伊 澤 忠 治		
1 6 番	井 出 茂 康		

欠席委員は、次のとおり

2 番	小 林 正 幸	8 番	井 上 哲 夫
1 3 番	吉 原 豊	2 5 番	砂 川 耕 介

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	山 本	主 幹	坂 間	主 査	森
事務職員	守 田				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 59号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 60号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 61号 非農地証明願について
- 日程第 4 議案第 62号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 5 議案第 63号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認に  
ついて
- 日程第 6 議案第 64号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案  
について
- 日程第 7 議案第 65号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案  
に対する意見について
- 日程第 8 議案第 66号 藤沢市畜産振興審議会委員の推薦について
- 日程第 9 報告第 23号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 10 報告第 24号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ  
いて
- 日程第 11 議案第 67号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

開会 午後2時30分

事務局（山本事務局長） それでは、皆様お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数25名、出席者数21名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。1月ということで、新年最初の総会でございます。本年もどうぞよろしく願いをいたします。

最近では、毎日のようにテレビや新聞なんかでAIのことが出ていますけれども、AIの進歩というのは、本当にすごいらしいんですね。

今日の読売新聞にも出ていましたが、AI関係の開発をする人の人数が、日本は非常に後れているということで、また、それを現場で実証をしている人も非常に少ないということで、日本は、AIに関してはかなり後れているようにございます。

それで、先日、大学入試の共通試験がございました。今は16科目ぐらいあるらしいのですが、そのうちの9科目は、AIが解答を出すと満点だそうです。そのほかの7科目になりますと、ほとんど90点以上ということで、数年後には全部満点になるだろうと言われております。

そのぐらい進歩をしておりますし、また、海外では、無人のタクシーがかなり走っているようでございます。日本でも、自動運転ということで進んでいるようですが、まだまだ後れているということが現実のようでございます。

最近では、高市総理が持っているバッグが、あのバッグは何だろうということで皆さんが注目していたのですが、あれを画像検索しますと、都内の業者で、長野県でつくっているそうですけれども、その画像を見ただけで製造しているところなど全てが分かる。それが、ふるさと納税に出ているということで、それが、もう1年ぐらい待ちになっているようでございます。

そのぐらいAIというのがどんどん進んでおりまして、農業関係においても

AIが進んでおります。しかし、金額的にかなりかかるわけですから、その辺の予算が、日本はまだまだ少ないようでございます。

ファミレスなんかに行きますと、最近は配膳のロボットがどんどんどんどん動いていますし、そのほかにも、会社ではAIを使っているところが多い。

先日、農協の職員に、農協ではAIを使っているのか聞きましたら、今年の3月か4月頃から使うようなことを言っておりました。そのぐらい、まだ後れているというのが現実のようでございます。

中国では、人型ロボットというのが開発をされていまして、スポーツのほうにも人型ロボットが登場しているということも報道されております。中に人間が入っているのではないかと疑問視されるぐらい、昔のロボットの動きとは全然違う、人間の動きそのままをロボットがやっているというふうなことを聞いております。

農業関係ですと、どうしても細かな作業が多いわけですがけれども、今後、この細かな作業に対してロボットがどんどん入ってくるのではないかなということとは、これは期待もしますし、まだ希望の段階でございますが、そういうふうになっていくのではないかなと思っております。

これから、国の予算の関係でどこまで進歩するか分かりませんが、今回、総選挙が行われる中で、いろいろな開発に係る予算もかなり取られるのではないかなと、将来的には期待をしております。

それでは、ただいまから1月の総会を開催させていただきます。

よろしく御協力のほどを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

事務局（山本事務局長） 会長、ありがとうございました。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（守田事務職員） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、14番の加藤 登委員と15番の伊澤忠治委員の御両名をお願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、耕作面積、ともに70a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、打戻の2筆。地目、いずれも畑。地積、2筆合計831㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、耕作面積、ともに66a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、遠藤の2筆。地目、いずれも畑。地積、2筆合計3,341㎡。権利の種類、贈与による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営安定化のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

3番、永野委員。

3番（永野良徳委員） 資料は1ページをお開きください。

本件の申請地は、市道遠藤・宮原線の「榎戸」交差点から南に約500mの



――  
議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第59号について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第59号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第2、議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、打戻の2筆。地目、いずれも畑。地積、2筆合計323㎡。内容、権利の種類、所有権移転。転用目的、資材置場。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別、第2種農地。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

3番、永野委員。

3番（永野良徳委員） 資料は6ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、市立中里小学校より南に約100mの土地になります。

農地の区分は、御所見市民センターより500m以内であるため、「第2種農地」と判断いたしました。

譲受人は、主に大和市でリサイクル業を営んでおり、自宅兼事業所で商品を





次に移ります。

日程第4、議案第62号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、御説明をさせていただきます。

地区、六会・長後。番号1。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、長後の10筆。地目、4筆が田、6筆が畑。地積、10筆合計5,546.58㎡。区域区分、4筆が農振農用地、5筆が生産緑地、1筆が調整区域。相続開始年月日、令和7年7月12日。経営面積、1万750㎡。現地確認日、令和8年1月15日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

22番、澤野委員。

22番（澤野孝行委員） 本件につきましては、令和8年1月15日に相続人と事務局職員及び地区委員の井上委員で現地確認を行いました。

現地の状況は、トマトの栽培中及び水稻の作付け準備中であり、全て適正に管理されていました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第62号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第62号について、承認することに決定をい

たします。

次に移ります。

日程第5、議案第63号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、打戻の14筆。地目、1筆が田、13筆が畑。地積、14筆合計、1万2,888㎡。確認した農地等の利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成17年11月17日。免除予定日、令和8年9月18日。現地確認日、令和8年1月15日。

続きまして、番号2。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、打戻の3筆。地目、いずれも畑。地積、3筆合計、4,788㎡。確認した農地等の利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成17年11月17日。免除予定日、令和8年9月18日。現地確認日、令和8年1月15日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

16番、井出委員。

16番（井出茂康委員） 本件につきましては、令和8年1月15日に、相続人と事務局職員及び私で現地確認を行いました。

現地の状況ですが、野菜などの作付け準備中、及び花卉の施設栽培中であり、全て適正に管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） それでは、関連していますので、2番もお願いします。



意見は意見としてお聞き願いたいと思います。

そのほかには、何かございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、それでは、議案第63号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第6、議案第64号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を上程いたします。

なお、本議案、番号8については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。

（対象委員 退席）

それでは、本議案、番号8について、事務局からの説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員） それでは、本議案、番号8について御説明いたします。

番号8は、大庭を中心に353aを耕作する方の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定から農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画への切り替え分で、当該地では水稻を栽培していくとのこと。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、本件について、意見を求めます。

何かございましたら、願います。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第64号、番号8について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第64号、番号8について、承認をすることに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

(対象委員 入室)

それでは、本議案、番号1から番号7、番号9から番号11について、事務局からの説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員） それでは、本議案、番号1より御説明いたします。

番号1は、葛原を中心に279aを耕作する方の新規借受分で、当該地では野菜を栽培していくとのことことです。

番号2は、用田を中心に35aを耕作する方の、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定から、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画への切り替え分で、当該地では野菜を栽培していくとのことことです。

番号3は、打戻で14aを耕作する方の新規借受分で、当該地では野菜を栽培していくとのことことです。

番号4は、打戻を中心に168aを耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では野菜を栽培していくとのことことです。

番号5は、遠藤で10aを耕作する方の新規借受分で、当該地では野菜を栽培していくとのことことです。

番号6、番号7は、大庭で33aを耕作する方の新規借受分で、当該地では水稲を栽培していくとのことことです。

一つ飛びまして、番号9、番号10は、稲荷を中心に251aを耕作する方の新規借受分で、当該地では水稲を栽培していくとのことことです。

番号11は、稲荷で251aを耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では水稲を栽培していくとのことことです。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で、説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第64号、番号1から番号7、番号9から番号11について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案64号、番号1から番号7、番号9から番号11について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第7、議案第65号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員） それでは、日程第7、議案第65号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、御説明いたします。

番号1、番号2は、宮原を中心に199aを耕作する方の更新借受分です。

番号3は、西俣野で150aを耕作する方の更新借受分です。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第65号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第65号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第8、議案第66号「藤沢市畜産振興審議会委員の推薦について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員） それでは、日程第8、議案第66号「藤沢市畜産振興審議会委員の推薦について」でございます。

こちらにつきましては、一番下の※に、「任期2026年（令和8年）2月1日～2028年（令和10年）1月31日」となっておりまして、今現在の任期が終了するものでございます。

そのため、藤沢市畜産振興審議会規則（抜粋）第4条（1）藤沢市農業委員会委員から2名の推薦をお願いするものでございます。

事務局からは、以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、委員の推薦をお願いしたいと思いますが、御所見・遠藤地区、六会・長後地区から、それぞれ推薦をいただく形でいかがでしょうか。

「異議なし」の声多数

それでは、地区ごとに推薦者の御報告をお願いしたいと思います。

まず、御所見・遠藤地区からお願いをいたします。

漆原委員。

17番（漆原豊彦委員） 御所見・遠藤地区では、小林正幸委員を推薦します。

議長（齋藤義治委員） 次に、六会・長後地区からお願いいたします。

加藤委員。

14番（加藤 登委員） 六会・長後地区では、吉原 豊委員を推薦いたします。

議長（齋藤義治委員） ただいま、各地区からの報告がありました。

それでは、お諮りをいたします。







議案第67号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第67号について、承認することに決定をいたします。

以上で、本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

それでは、以上をもちまして1月の総会を閉会といたします。

御審議をしていただきまして、誠にありがとうございました。

閉会 午後3時13分

以上のとおり相違ありません。

議 長                      齋 藤 義 治

署名委員（      番）

署名委員（      番）